

「県市町デジタル人材共同利用事業」業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

（目的）

第1条 本要領は、県・市町における自治体のD X推進に向け、固有の課題整理や方針検討に対し、専門的な知見や技術的なサポート、広域的な連携に向けた助言・提案を実施できる人材を確保・共有する仕組みを構築することを目的として、デジタル戦略課が発注する「県市町デジタル人材共同利用事業」業務を行い得る能力を有する民間企業の中から、最も優れた企画力や能力等を有する者をプロポーザル方式により選定するために、必要な事項を定めるものとする。

（業務名）

第2条 委託業務名は、「県市町デジタル人材共同利用事業」業務とする。

（業務内容）

第3条 業務内容は、次のとおりとする。

（1）専門人材の派遣

専門人材を支援対象自治体へ派遣し、D X推進上の個別課題の解決支援を実施すること。

（審査委員会）

第4条 デジタル戦略課長は、中立かつ公平に企画提案書の審査等を行うため、「「県市町デジタル人材共同利用事業」業務委託審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会の設置及び運営に必要な事項は、「「県市町デジタル人材共同利用事業」業務委託審査委員会設置要綱」に定める。

（審査基準等の決定）

第5条 デジタル戦略課長は、審査委員会で審査された企画提案書の審査結果についての決定を行う。

（最優秀提案者決定基準）

第6条 最優秀提案者決定基準は、「「県市町デジタル人材共同利用事業」業務委託プロ

ポーザル募集要領」（以下「募集要領」という。）の「8 審査」のとおりとする。

（企画提案書の提出）

第7条 プロポーザルに参加しようとする者は、募集要領及び「「**県市町デジタル人材共同利用事業**」**業務委託企画提案書作成要領**」に定められた書類及び資料を、募集要領に示した期日までにデジタル戦略課に持参又は郵送（書留郵便等の配達に記録が残るものに限る。）すること。

（プレゼンテーションの実施）

第8条 プロポーザルに参加しようとする者は、提出された企画提案書に基づき、プレゼンテーションを実施すること。

（審査結果の通知）

第9条 審査結果は、募集要領に示した日程のとおり、企画提案書の提出及びプレゼンテーションを実施した者に対して通知する。

（その他）

第10条 その他プロポーザルに必要な手続き等については、募集要領等のとおりとする。